

令和4年5月10日

大阪狭山市長 古川照人 様

大阪狭山市市民公益活動促進委員会
委員長 溝手真理

令和4年度市民公益活動促進補助金交付申請事業の審査結果について

令和4年度市民公益活動促進補助金交付申請のあった自立促進部門テーマ型3事業及び提案型2事業について、大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付要綱第9条の規定に基づき、令和4年4月17日に公開審査を実施いたしました。本委員会の専門部会である評価部会の審査結果を踏まえ、令和4年5月10日開催の市民公益活動促進委員会で審議した結果を別紙のとおり報告します。本審査結果は、評価部会委員が、申請書類内容を審査基準に基づいて精査するとともに、各団体による公開審査でのプレゼンテーションを通して事業に対する熱意を確認して総合的に判断した結果を、本委員会で審議しまとめたものです。

つきましては、市民公益活動促進補助金交付の可否の決定に際し、本審査結果報告を尊重していただきますようお願い申し上げます。

大阪狭山市市民公益活動促進委員会意見書
— 令和4年度市民公益活動促進補助金申請事業審査 —

1. はじめに

大阪狭山市市民公益活動促進委員会（以下「本会」という。）は、大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定により、補助対象事業の選考等に関し、市長より意見を求められております。そこで、令和4年度市民公益活動促進補助金の募集について審議を行い、併せて大阪狭山市市民公益活動促進条例施行規則第7条の規定に基づき、同補助金の申請に係る審査を行うための専門部会として評価部会（以下「部会」という。）を設置しました。

部会では、公開審査に向け、事前及び審査後の打ち合わせを精力的に行ったうえで、部会委員7人が審査員となり、令和4年度補助金申請に係る審査を行いました。

本年度は自立促進部門テーマ型3事業、提案型2事業の申請がありました。自立促進部門テーマ型における活動テーマについては毎年度、委員会にて設定することになってはいますが、認知状況や団体の反応を考慮し、昨年度に引き続き同じ活動テーマを設定しました。なお、依然として申請事業数は伸び悩んでおり、本会としても同補助金の制度内容についての是非や申請事業増加のための方策を議論し、取り組みとしては今年度から市民活動支援センターで市民公益活動団体の設立を支援する補助金事業を開始する予定にしており、今後も申請事業数の増加とあらゆる団体にとって活用のしやすい制度の検討を今後も引き続き行ってまいります。

2. 審査結果

令和4年度の市民公益活動促進補助金申請事業の審査結果は、別紙のとおりです。

3. 補助対象事業の採択について

本会において慎重に審議した結果、申請のあった自立促進部門テーマ型3事業、提案型2事業について、別紙の審査結果に基づき採択いただくよう要望いたします。なお、市として交付の可否を決定する際には、事業及び予算内容をさらに精査のうえ行っていただくよう併せてお願い申し上げます。

4. 審査内容から意見すべき点

今回の申請事業はいずれも市民公益事業として意義深いものとなっておりますので、多くの人々の理解と賛同を得られるよう、さらなる活性化につなげる必要があると考えます。

また、昨年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響により、補助金交付申請を事前に取り下げた事業が2つありましたが、今年度については感染症対策も一定対応策が確立されたため、申請事業数はコロナ禍前の状況に戻りつつあると思われまます。

なお、今後の申請事業数の増加を期待して、団体の設立支援を目的として補助金区分に設定

していた「入門部門」を、今年度から市民活動支援センターへ移管し、中間支援として相談業務から補助金の交付までを一貫して行うことにより、新たに市民公益活動を実施する団体の発掘に期待したいと考えています。そのための財源の獲得や、効果的な広報の方法などについてご支援いただきたくお願い申し上げます。

5. おわりに

本会として、市民公益活動促進補助金申請事業の審査及び市に対する報告は、平成16年度より数えて19回目を迎えました。

今後も、これまでの経験を基に、申請団体と市民にわかりやすい審査の在り方について検討し、さらなる制度の改善と新規申請者の拡大を目指し、市長の諮問機関としての役割を果たしてまいります。